

令和8年度

中小企業成長支援補助金 公募要領

～売上高10億円突破支援プロジェクト～

募集開始：令和8年4月21日（火）から

募集終了：令和8年6月1日（月）まで

長野県 産業労働部 経営・創業支援課

※ 本補助金への応募には、県が行う「売上高10億円突破支援プロジェクト」における「成長志向企業宣言」の実施・認定が必要です。本要領と併せて「売上高10億円突破支援プロジェクト実施要領」（以下「実施要領」といいます。）をご確認ください。

## 1 本事業の趣旨・目的

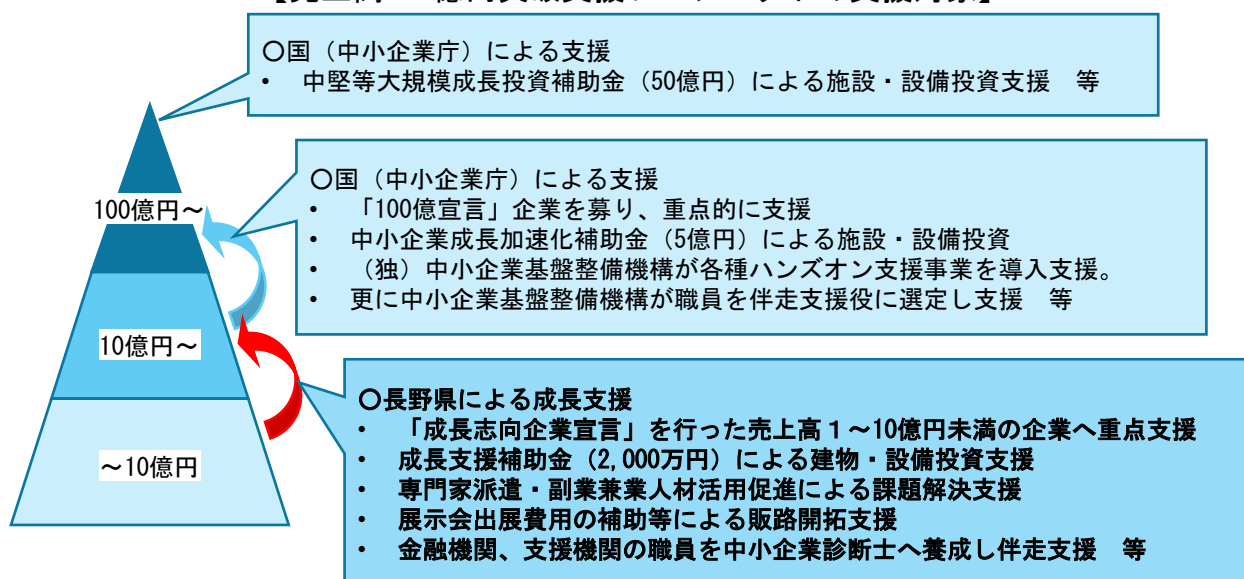
物価・エネルギー価格の高騰や賃金上昇、米国関税措置などにより、県内中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しています。そのため、これらの事業環境変化にも負けない強い企業となるべく、成長を目指す県内中小企業を数多く創出することは、長野県経済の活性化や県内就労者の賃上げ促進のために大変、重要な取組といえます。

こうした中、中小企業庁では、売上高 10 億円以上 100 億円未満の企業を対象として、将来的な売上高 100 億円超達成を目指す計画「100 億宣言」を全国で募っています。また、当該宣言を行った企業を対象として、「中小企業成長加速化補助金」（成長の加速化に向けた施設・設備整備を支援する補助金。上限額 5 億円）を実施し資金支援を行うとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構による各種ハンズオン支援事業をパッケージで提供するなど、当該企業群への支援を強化しています。

これらを踏まえ、長野県では、

- 本県における将来的な「100 億宣言企業」の量的・質的拡大
- 価格決定力や技術、商品等の競争力、賃金水準が高い県内中小企業の多数創出などを図るべく、売上高 1 億円以上 10 億円未満の県内中小企業を対象とした「売上高 10 億円突破支援プロジェクト」を令和 8 年度から開始いたします。

### 【売上高 10 億円突破支援プロジェクトの支援対象】



「売上高 10 億円突破支援プロジェクト」では、対象企業の実情等を鑑み、主に

- 将来的な売上高 10 億円超を目指す「経営戦略・計画」の策定の促進
- 代表者の右腕となる人材の確保や従業員との役割分担（権限の一部移譲）の促進
- 技術・製品開発や販路開拓、設備・建物投資等を加速し、ひいては売上拡大を加速するための国、県等による資金やノウハウに関する支援施策の活用促進を図るべく支援を展開します。

合わせて、対象企業がこれらの取組を切れ目なく展開していくために、金融機関、支援機関、県による伴走支援を行ってまいります。

## 【売上高 10 億円突破支援プロジェクトの全体像】

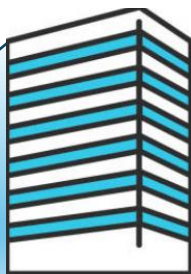
<b>背景</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物価高、米国関税措置、賃上げ等の事業環境変化にも負けない強い企業をより多く育成することが、県内経済の活性化や、多くの県内就労者の賃上げ促進のためには必要。そのためには、</li> <li>① キラリと光る技術や製品、商品、サービス、事業構想を持つ県内事業者を主なターゲットに、</li> <li>② 当該事業者の経営者又は後継者が成長志向を持ち、更には成長に向けた具体的な青写真を持ち、</li> <li>③ 金融機関や支援機関、支援施策を積極的に活用しながらその実現を図ることが必要</li> </ul>
<b>事業内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売上高 1～10億円未満の企業を支援対象に10億円超を目指す「成長志向宣言企業」として認定</li> <li>・ 認定企業に対し、主に次の支援を実施</li> <li>① 売上高10億円超を目指す経営戦略・計画の策定を支援</li> <li>② 戦略に基づく各アクション（開発、拡販、設備・建物投資、M&amp;A等）の実施に資する各種施策（設備投資補助金、専門家派遣、副業人材補助金等）の導入を支援。継続的に伴走し、目標達成に向けてサポート</li> <li>③ ①、②について金融機関、支援機関、県による伴走支援を実施。</li> </ul>

### 成長に向けた課題

- ・ 数億→10億円以上への成長には、新たなチャレンジが不可欠(ex、新規事業、新規先販路開拓、新技術開発、6次産業化、他業種への展開など)

#### 【チャレンジの例】

- ・ 精密加工が得意な企業  
→独自の加工技術開発
- ・ 冷凍食品製造  
→新商品開発、国内外販路開拓
- ・ 日本酒製造  
→酒と合わせた飲食宿泊事業展開



### 課題の解決策

- ①経営戦略・計画の策定
  - ・ 数億円の売上を10億円以上へ増やす目標と実現に向けた戦略と計画(アクションプラン)の設定が必要
- ②右腕人材の確保と社内分業化の推進
  - ・ この規模の企業は社長が多くの役割を担う。右腕人材の招へいや次世代を担う社内人材の育成が必要
- ③国、県施策の効果的活用
  - ・ 技術開発、販路開拓、設備・建物投資は国、県施策を積極的に活用できるよう支援し、資金、ノウハウ不足を補完
- ④金融機関、支援機関、県による伴走支援
  - ・ 上記支援は金融機関、支援機関、県(産業労働部及び地域振興局)が伴走支援を実施。伴走支援人材の育成も図る(ex. 中小企業診断士養成課程研修への派遣)。

こうした一連の取組の一環として、特に対象企業においては、

- 売上拡大を図るための生産拡大、研究開発、商品開発、製品・サービス高付加価値化、新事業進出等を行うための建物・設備投資  
を大規模に実施する必要がある一方、資金が不足しがちであることから、補助金により取組を加速し、ひいては売上拡大を加速化するべく、本事業を実施します。

## 2 支援対象事業等

### (1) 支援対象事業

「1 本事業の趣旨・目的」を鑑み、本事業では、将来の売上高 10 億円突破を目指し、補助対象者が取り組む生産拡大、研究・商品開発、高付加価値化、新事業進出等を加速的に進めるために必要となる設備投資等とします。

ただし、当該取組のうち計画内容、要件等を鑑みて国の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(以下「もの補助」といいます。)又は「中小企業新事業進出促進補助金」(以下「新事業補助」といいます。)の対象となりうる事業は、当該補助金を積極的に活用いただきたいとの観点から、本事業の支援対象外とします。

#### 【本補助金の支援対象のイメージ (一例)】

	既存市場	新市場
既存技術・商品・サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存商品の生産拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存技術(加工機等)で新市場進出、生産拡大</li> </ul>
新技術・商品・サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新商品・サービスを市場投入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全(新しい)商品等で新市場進出</li> </ul>

**【本補助金への応募可否の判断例】**

取組例	本補助金へ応募可否	備考
・既存技術・商品等の単純な生産（提供）拡大（既存市場への展開）	・基本的に応募可能	—
・既存技術・商品等の新市場への展開	・右記に該当する場合は応募可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「革新的な新製品・新サービス開発」を伴わない事業（もの補助の要件対象外）</li> <li>・国の新事業進出指針における「製品等の新規性要件」を満たさない事業（新事業補助の要件対象外）</li> </ul>
・新技術・商品等を既存市場へ展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には応募不可</li> <li>・ただし、右記に該当する場合は応募可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容以外の観点でもの補助の対象外となる者（申請締切日を起点に過去3年間に2回、もの補助の交付決定を受けた者 など）</li> </ul>
・新技術・商品等を新市場へ展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には応募不可</li> <li>・ただし、右記に該当する場合は応募可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容以外の観点で新事業補助の対象外となる者（申請締切日を起点に16か月以内に新事業補助等の採択を受けた者 など）</li> </ul>

**【その他の補助対象外事業】**

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業の成果を基に実施する事業そのものを他社へ外注又は委託する事業</li> <li>・ 実質的に労働を伴わない事業及び専ら資産運用的性格の強い事業（例：無人駐車場運営にあたって単に機械装置の購入のみを行う事業 等）</li> <li>・ 購入設備を自ら占有し、自らの事業に使用せず第三者に長期間貸与させる事業</li> <li>・ 従業員の解雇によって賃上げの要件（3決算期後の一人当たりの給与支給額の伸び率2.0%/年以上）を達成するなど、不適切な賃上げの達成手法である事業</li> <li>・ 補助事業が1次産業（農業、林業、漁業）である事業</li> <li>・ 公序良俗に反する事業</li> <li>・ 法令違反又は違反の恐れがある事業、消費者保護の観点から不適切である事業</li> <li>・ 補助対象経費について、国や県の他の補助金等を受ける事業</li> <li>・ 公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬を受ける事業、その他固定価格買取制度等の国・県等の公的支出を受けて実施している事業</li> <li>・ 申請時に虚偽の内容を含む事業</li> <li>・ その他制度趣旨・本公募要領にそぐわない事業</li> </ul>
---

**(2) 補助対象経費**

補助対象経費は次の区分に掲げるとおりです。

**【補助対象経費一覧】**

区分	補助対象経費
①建物費	<p>ア 専ら補助事業に使用する事務所、生産施設、販売施設、倉庫など、計画実施に不可欠な建物の新築、増築、改修に要する経費</p> <p>※1 大蔵省令における「建物」、建物と切り離せない「建物附属設備」及びその「付帯工事（土地造成含む）」が補助対象。</p> <p>※2 以下は補助対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の単なる購入や賃貸、土地代</li> <li>・ 建物における構築物（門、塀、広告塔、アスファルト舗装等）</li> <li>・ 減価償却資産に組み入れることのできない撤去・解体費用</li> </ul>
②機械装置費	<p>ア 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作に要する経費</p> <p>イ アと一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費</p> <p>※1 大蔵省令における「機械及び装置」「器具及び備品」「工具」が補助対象。</p> <p>※2 以下は補助対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「船舶」「航空機」「車両及び運搬具（ただし、運送事業などにおける売上拡大に不可欠な車両を除く）」に係る経費</li> <li>・ 取得済機械装置に係る改良・修繕、据付け、運搬等の経費</li> </ul> <p>※3 機械装置と切り離せない付帯工事費は機械装置費に含む。</p> <p>※4 中古設備については、2者以上の中古品流通事業者（古物商の許可あり）から型式や年式が記載された相見積を取得する。</p>
③ソフトウェア費	<p>ア 専ら補助事業に使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、クラウドサービス利用に要する経費</p> <p>イ アと一体で行う、改良・修繕に要する経費</p> <p>※1 大蔵省令における「事務機器及び通信機器」「ソフトウェア」「電気通信施設利用権」が補助対象。</p> <p>※2 以下は補助対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社他事業と共有の場合（事業計画に記載がある場合は対象）</li> <li>・ パソコン、タブレット端末、スマートフォン等の本体費用</li> </ul> <p>※3 クラウドサービス利用経費は、サーバーの領域借用費用、サーバー上のサービス利用費用等であり、契約書等で確認ができ、事業実施期間中に要するもののみを対象とする。クラウドサービス利用の付帯経費（ルーター、プロバイダ料等）も対象とする。</p>
④外注費	<p>ア 補助事業遂行のために必要な加工や設計、検査等の一部を外注（請負・委託）する場合の経費</p> <p>※1 以下は補助対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募・交付申請時の計画作成に要する経費</li> </ul>

④外注費（続き）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外注先における機械装置やシステム等の購入費用</li> <li>・ 外部に販売等するための量産品の加工の外注費用</li> </ul> <p>※2 外注先とは書面による契約を締結すること。</p> <p>※3 機械装置やソフトウェアの製作の外注は、それぞれ「機械装置費」「ソフトウェア費」へ計上すること。</p>
共通	※①～③の合計額が補助対象経費総額の2分の1以上を占めること。

### （3）補助率・補助上限額

補助率及び補助上限額はそれぞれ次のとおりです。

- 補助率：補助対象経費の2分の1以内（小規模事業者は3分の2以内）
- 補助上限額：2,000万円

## 3 応募対象者・補助対象者

### （1）応募対象者

本公募への応募を行うことができる事業者（以下「応募対象者」）は、実施要領に基づき県へ成長志向企業宣言を行い、認定を受けた者となります。具体的には、次の①及び②の両方を満たす必要があります。

- ① 県内中小企業であって、直近3期の平均売上高が1億円以上10億円未満である者。ただし、直近期の売上高が10億円以上である者を除く。
- ② 成長志向企業宣言を県へ行い、認定を受けた者。

#### 【本事業における県内中小企業の定義】

「県内中小企業」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業であって、県内に本社、研究開発拠点、主要生産拠点等がある者とする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者
- エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業者が所有している者
- オ アからウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

#### 【中小企業基本法第2条（抜粋）】

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 1 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号か

- ら第4号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 2 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 3 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 4 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

## (2) 補助対象者

また、本事業の補助の対象となる事業者（以下「補助対象者」といいます。）となる者は、「4（1）応募書類」に記載された「中小企業成長支援補助金事業計画書」を策定・提出した応募対象者であって、「3（4）審査」に記載する「中小企業成長支援補助金審査委員会」における事業計画に係る審査において採択された者としてします。

## (3) 支援機関による助言・支援

加えて、「中小企業成長支援補助金事業計画書」の策定に当たっては、成長志向企業宣言書の策定を支援した支援機関の助言・支援を受けることとし、「3（4）審査」に記載する「中小企業成長支援補助金審査委員会」への当該機関の同席を必須とします。

## (4) 審査

応募内容について、有識者で構成する「中小企業成長支援補助金審査委員会」（以下「審査会」といいます。）を開催し審査を行い、補助事業者としての採否を決定します。

審査は、次の審査基準に基づき行いますので、応募の際は当該内容が網羅されているか、確認をお願いします。また、応募いただいた皆様及び当該応募にあたり支援を行った支援機関の皆様には、上記審査会にご出席いただき、応募内容に関するプレゼンテーションをいただきますので、ご予約の確保をお願いいたします。支援機関の皆様についても、ご同席いただき支援方針等についてご説明をお願いいたします。

### 【審査基準】

項目	着眼点	採点項目
経営力	① 将来の売上高10億円達成に向けた中長期のビジョン・シナリオを有しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成長志向企業宣言済である</li> <li>・当該宣言における各アクションプランがSWOT分析から論理的に導き出されている</li> <li>・当該宣言における各アクションプランの取組内容や達成目標等が具体化されている</li> </ul>
	② ①に基づき、本補助事業で売上拡大を	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本補助事業で売上拡大を図る事業が成長志向企業宣言のアクションプラン等に記載されている</li> </ul>

	<p>目指そうとする事業の戦略・計画について、①に紐付けて論理的に構築されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該宣言における各アクションプランのうち、本補助事業へ提案した事業を優先的に取り組むべき理由が論理的に説明されている</li> <li>・本補助事業成果のユーザーや市場及びその規模が明確であり、市場ニーズの有無を検証している</li> </ul>
	<p>③ ②において策定された収益計画は、高い売上高成長率や付加価値額(※)増加率を達成しようとするものであるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収益計画は、明確化したユーザーニーズや市場規模からみて論理的かつ達成可能なものである</li> <li>・売上高成長率が高い収益計画である(全応募案件の平均値からの差異を基に採点する)</li> <li>・付加価値額増加率が高い収益計画である(全応募案件の平均値からの差異を基に採点する)</li> </ul>
	<p>④ 本補助事業の成果は、将来の売上高10億円達成への寄与度が高いものであるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(本補助事業成果で達成を目指す売上拡大額) ÷ (10億円－直近期の売上高)の数値が高い(全応募案件の平均値からの差異を基に採点する)</li> <li>・計画における売上高10億円達成の時期が早い</li> </ul>
	<p>⑤ ①～④の事項について、経営者等が十分に把握し、自らの言葉によって説明することができるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査会における経営者やそれに代わる者の説明、質疑への応答が論理的かつ適切である</li> <li>・経営者等の説明や質疑応答が必ずしも適切でない場合には、支援機関により説明が補足されている</li> </ul>
競争優位性	<p>⑥ 本事業成果により売上拡大を目指す技術、製品、サービスの優位性・独自性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競合他社の技術、製品、サービス等を分析した上で、自社の優位性や独自性が説明されている</li> <li>・当該優位性の源泉となる知見、ノウハウ等を獲得できた背景などについて説明されている</li> </ul>
実現可能性	<p>⑦ 計画達成に向けた体制が適切に構築される見込みであるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本補助事業の着実な実施や、補助事業成果に基づく売上拡大の取組において、社内人材の役割分担や活用する外部専門人材等が明確化されている</li> </ul>
	<p>⑧ 補助事業実施のための資金の確保が可能であるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施にあたり財務上の懸念がない、懸念がある場合はその払拭に向けた方針がある</li> <li>・自己資金を十分に保有している、又は不足する資金は金融機関からの借入が見込める</li> </ul>
	<p>⑨ 支援機関が意欲的に支援を行うものであるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査会において、支援機関の本補助事業への関与(計画策定への助言・支援、補助事業終了後の伴走支援等)について確認する</li> </ul>

※ 本事業における付加価値額は、「付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費」の計算式により算出することとします。

#### 【審査会の日時】

日時	令和8年6月中・下旬(日時は追ってご連絡します)
方法	Microsoft Teamsによるオンライン

### 【審査会への出席における留意事項】

- 基本的には、経営者（代表取締役社長・会長等の代表権を有する方）にご説明いただきます。なお、経営者以外の役員・事業責任者の同席・補足説明も可能です。
- 応募者及び支援機関以外の者（外部コンサルティング会社等）の審査会への同席は認められません。また、外部コンサルティング会社等の関係者が経営顧問などの形で同席することも認められません。
- 日本語でご説明、質疑応答を実施いただきます。経営者が日本語で説明することが困難な場合、通訳の方や同席する役員が補足説明をしていただくことは可能です。

## 4 応募書類・提出方法等

### （１）応募書類

本公募への応募に当たっては「中小企業成長支援補助金事業計画書」（以下「事業計画書」といいます。）をご提出いただきます。当該計画書には、主に次の事項を記載（様式は任意です。）いただきます。様式記載例を次の URL へ掲載しておりますので、ご参考願います。

URL : <https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/10okutoppashien.html>

### 【事業計画書へ記載する内容】

- ① 成長志向企業宣言書の表面・裏面の添付
- ② 本事業における取組内容（事業概要や具体的取組内容（捉えるべき機会、活かすべき強み、実施する設備投資等、設備投資以外の取組、補助事業成果の競争優位性を示した内容、取組の実施スケジュール 等））
- ③ 収益計画（補助事業成果に基づく販売計画や売上高、付加価値額等の計画を示したもの）※補助事業完了日が属する決算期の翌期から 3～5 年間の計画とすること
- ④ その他補足の説明（3（４）審査における審査基準を網羅的に説明できているかを確認しながら、記載願います。）

### 【事業計画書策定・提出における留意事項】

- 補助事業完了日が属する決算期を基準とした翌期以降 3 決算期後において、給与支給総額（又は 1 人当たり給与支給額）の伸び率が 2.0%/年以上となるよう、事業計画書を策定し、その達成に努めること。当該計画が未達成であった場合、天災、事業環境変化といった事業者の責めに帰すべき理由でない場合を除き、県は交付した補助金の全部または一部の返還を求めることとします。
- 事業計画書のご提出に当たっては、「履歴事項全部証明書（3 か月以内に発行されたもの）」をご提出願います。※事業所所在地の確認に使用します。
- 補助事業者として採択された場合は、補助事業完了までに「長野県 SDGs 推進企業」の登録を行ってください。URL : <https://nagano-sdgs.com/>

### （２）提出方法

以下の「ながの電子申請サービス」からご提出願います。

URL :

[https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=70406](https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=70406)

### (3) 応募期限

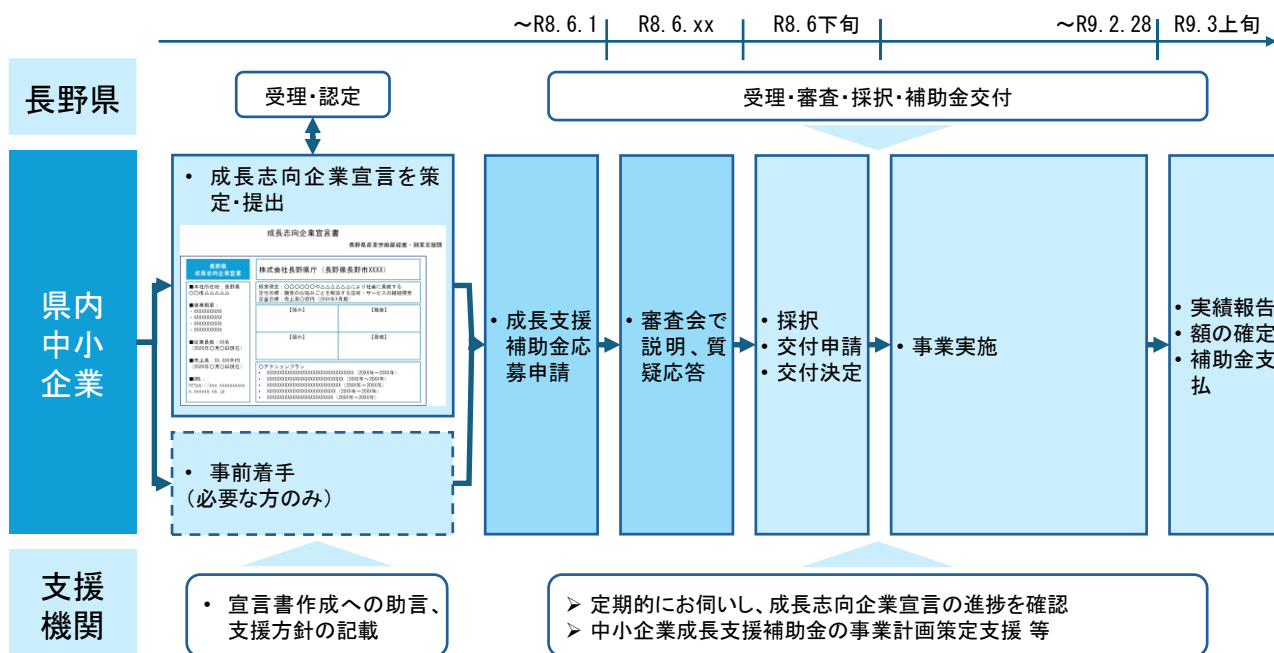
令和8年6月1日(月)(必着)とします。

## 5 本事業への応募から事業実施・完了までの流れ

本事業への応募から採択、補助事業実施、完了までの流れは次のとおりです。応募にあたり、まずは「成長志向企業宣言書」の作成・提出が必要となります。

- ①令和8年4月21日～:成長志向企業宣言書の作成・提出(県が要件等を審査し認定)
- ②～令和8年6月1日:成長志向企業宣言の認定を受けた後、本公募への申請  
※建物の施工期間等の観点から事前着手が必要な事業者様は、「事前着手届」をご提出願います。
- ③令和8年6月中・下旬:中小企業成長支援補助金審査委員会・採択
- ④令和8年6月下旬:補助金交付申請・決定・事業開始
- ⑤～令和9年2月28日:補助事業完了・実績報告
- ⑥令和9年3月上旬:補助金額の確定・支払

### 【本事業応募・採択・事業実施・補助金支払の流れ】



## 6 お問い合わせ先

長野県 産業労働部 経営・創業支援課 中小企業支援係  
〒380-8570 長野県長野市南長野幅下 692-2 長野県庁 5階  
電話 026-235-7195  
電子メール keieishien@pref.nagano.lg.jp